

「メーカーの過失責任」が削除されていった経過

情報開示請求で開示された資料とインターネット情報から、原子力事故の際の「メーカー責任」が削除されていったプロセスを時系列でまとめた。

表の白の部分が文書、薄黄色でマークしたところが会議を示す。

①→③までは、メーカーの重過失と故意が求償対象であったが、④、⑤の会議の後に出てきた法案では、「過失（重過失）」は削除され、**故意のみ**が求償できる対象となっていた。

1950年代、政府の専門部会の答申や、当初の法案に存在していた**メーカーの過失責任**が、徐々に削除されていった過程には、参与会でのメーカーの発言がいくつもあったことが見てとれる。

	日付	文書	求償における メーカーの過失責任 の取り扱い
①	1959/9/17*	原子力損害賠償補償法案 要綱第一次案 (14 専門部会資料第 2 号)	乙案として「または故意若しくは 過失 により原子力事故を生ぜしめた者」との記述あり ※過失のまえに“重”の手書き挿入あり
②	1959**/10/27	原子力損害賠償法案	原子力事業者は、故意または 重過失 により原子力事故を生ぜしめた者に対して求償権を有する。
③	1959/12/12	原子力災害補償専門部会の答申	第三者の故意 過失 によって原子力事故が生じたときは、原子力事業者は、これらの者に対し求償することができるものとする。
④	1960.1.21	第二回原子力委員会参与会議事録	「原子力事業者と・・・契約関係にあるものの故意または重大な過失によって原子力事故が生じたときは、・・・原子力事業者はこれらの者に対し求償することができる・・・」というのはどういう意味か。 「原子力事業者とは原子炉設置者、濃縮ウラン等の加工業者、再処理業者等を意味し、普通の機器メーカー等を含んでいない。(中略) 実際に今度の原電と GE との間では求償できない。」
④	1960/2/10	原子力委員会定例会議 議事録	・“供給者への求償は故意または重過失になっているが、重過失は 供給者の不安を除くため 削除することとした。” ・“Maker の立場からは 故意以外のものは全て免責してもらいたい という意見をもっており、設置者、保険者、国の三者間で問題を解決していきたい。”
⑥	1960/2/17	原子力損害賠償保障法案 --原子力局 (※右上に修正本と手書きあり。保障の字は原文ママ)	第 5 条 2 項 原子力事業者は、当該原子力事業に関して資材または役務を供給するものがその供給に関して原子力損害を生ぜしめた場合は、前項の規定にかかわらず、 故意により原子力損害を生ぜしめたときにのみ その者に対して求償権を有する
⑦	1960/2/18	第三回原子力委員会参与 会議事録	瀬藤参与（東京芝浦電気専務取締役）「メーカーに対する原子力事業者の求償権を仮に強化するならば、メーカーとしては原子炉の存続期間中危険に具えて付保せねばならない。これは製品の価格の上昇となって現われるが、そのような結果は避けるべきではないか。」
⑧	1960/2/23	原子力災害補償制度の確	メーカーのみ重過失なしとなる

		立について (案) --原子力局 同じ文書が翌日原子力委員会名でも作られている	(四) 求償権 原子力事業者との間で燃料の供給、設備の請負等について直接間接の契約関係にある者の故意によって原子力損害が生じたとき、及びこれらの関係のない者の故意又は過失によって原子力損害が生じたとき
⑨	1960/3/17	第四回原子力委員会参与会議事録	稲生参与 (三菱原子力工業常務取締役) : 「故意または過失によって……」という文句がある。たとえば、機器の製作にあたって当時の知識としては万善をつくしてやったが事故が起こり、あとで調べたら当時の知識が間違っていたというようなときは「過失」と判断するのか。 井上政策課長 : まず無過失と考えてよい。

* この文書には日付の記載がなかったが、第 14 回原子力災害補償専門部会の日付はこの日付であり、この日の部会の議題の一つは要綱説明だった。

**この文書には年の記載がありませんが、保存ファイルの中の順序や文書の内容から考えて、1958 や 1960 ということは考えにくく 1959 年と考えられる。

この法案は同年 5 月初めに国会に提出され審議された (1960 年第 4 回参与会 <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V05/N07/196006V05N07.html>)

(しかし廃案になり、翌年の通常国会で成立)